

1 遺言書の記載例①

～不動産と預金を推定相続人に相続させる場合～

実際の遺言書の記載例から**民法上の要件**や**本制度を利用する上でのルール**と**注意事項**を見てみましょう。

記載例①は財産目録を添付しないで、**全文自書**で作成した遺言書になります。

余白5ミリメートル以上

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 土地
所在：東京都千代田区九段南一丁目
地番：〇番〇 地目：宅地 地積：〇〇平方メートル

(2) 建物
所在：東京都千代田区九段南一丁目〇番地〇
家屋番号：〇番〇 種類：居宅 構造：〇〇
床面積：〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべてを、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）
(2) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇）

令和3年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎 遺言

1/1

余白10ミリメートル以上

余白20ミリメートル以上

余白5ミリメートル以上

用紙がA4サイズ

文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものである必要があります。

余白の確保

上側5ミリメートル
下側10ミリメートル
左側20ミリメートル
右側5ミリメートルの余白が必要です。

片面のみに記載

裏面にはなにも記載しないようにします。
契印も不要です。

ページ番号を記載

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を記載します。

遺言書全文の自書

ボールペン等の容易に消えない筆記具を使って作成します。

遺言書の作成日付の自書

作成日付は、遺言書を作成した年月日を具体的に記載する必要があります。

✗「〇年〇月吉日」などの記載は不可

遺言者の署名

遺言者の氏名は、住民票などの記載どおりに記載します。

✗ペンネームの記載は不可

遺言者の押印

押印は認印でも問題ありませんが、スタンプ印は避けてください。

本制度の様式上のルールについて

民法上の要件に加え、本制度を利用する場合に、守っていただかなければならない様式上のルールがあります（法務局における遺言書の保管等に関する省令別記第1号様式）。

- ① A4サイズ
- ② 上側5ミリメートル、下側10ミリメートル、左側20ミリメートル、右側5ミリメートルの余白を確保する
- ③ 片面のみに記載
- ④ 各ページ数にページ番号を記載（1枚のときも1/1と記載）
- ⑤ 複数ページでも、とじ合わせない（封筒も不要）



遺言書の全文、日付、氏名の自書と押印（民法第968条第1項の要件）

自筆証書によって遺言をするには、遺言書の全文、遺言の作成日付及び遺言者氏名を、必ず遺言者が自書し、押印する必要があります。記載例①を見てみると、この要件を満たしていることがわかります。

財産の特定について

財産目録を添付せずに、遺言書本文に財産を自書する場合は、財産の特定について疑義が生じないように、不動産の場合は登記事項証明書等で確認するなどして、間違いがないように記載する必要があります。

